	日本語又は英語	適時
VHF無線電話	一　呼出し及び応答用 F三E　一五六・八〇MHz（チャンネル一六）　一〇W 二　呼出し及び通信用 F三E　一五六・六五MHz（チャンネル一三）　一〇W 三　通信用 F三E　一五六・七〇MHz（チャンネル一四）　一〇W F三E　一六一・七〇MHz（チャンネル二二）　一〇W	
船舶自動識別装置	○○四三一〇五〇二（赤穂御崎送受信所） ○○四三一〇六〇二（青ノ山送受信所） ○○四三一〇六〇三（地蔵埼送受信所） ○○四三一〇六〇四（塔ノ峰送受信所） ○○四三一〇六〇五（日比送受信所） ○○四三一〇六〇七（沼隈送受信所）	
電話	一　一般情報の提供の場合 イ　第四条第一項第二号イ(1)、(2)、(4)及び(5) ○八七七―四九―五一六六 ロ　翌日に係る第四条第一項第二号イ(4)及び(5) ○八七七―四九―五一六七 二　勧告及び指示の場合 ○八七七―四九―二二二〇 ○八七七―四九―二二二一	一　一般情報の提供の場合　日本語又は英語 二　勧告及び指示の場合　日本語又は英語
ファクシミリ	○八七七―四九―一一九九	日本語
インターネット・ホームページ	http://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/	日本語
備考　航路若しくは水島港港内航路における船舶の航行の制限が行われた場合若しくは同制限が解除された場合又は備讃海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等が発生した場合におけるMF無線電話による一般情報の提供は、MF無線電話の項実施時期の欄に掲げる事項によらず、適時その情報を提供する。		

	適時
	一　一般情報の提供の場合　船舶から問い合わせがあったとき（翌日に係る第四条第一項第二号イ(4)及び(5)については、午後一時から午後二時までの間に限る。）
	船舶から問い合わせがあったとき
	二　勧告及び指示の場合　適時
	船舶から問い合わせがあったとき

○海上保安庁告示第百六十九号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項、第二十三条の二第二項及び第二十三条の四の規定に基づき、並びに海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）を実施するため、今治船舶通航信号所に関する告示（平成九年海上保安庁告示第百四十四号）の全部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から施行する。

平成二十二年七月一日　　海上保安庁長官　鈴木　久泰

来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示

（趣旨）

第一条　この告示は、来島海峡海上交通センター（以下「センター」という。）が運用する今治船舶通航信号所について周知するとともに、海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号。以下「規則」という。）第八条第一項の規定による指示の方法、第二十三条の二第二項の規定による情報の提供の方法及び第二十三条の四の規定による勧告の方法を定めることで、センターが行う情報の提供、勧告及び指示の実効性を向上させ、もって、船舶の安全な航行に資することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　巨大船等　海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号。以下「法」という。）第二十二条各号に掲げる船舶をいう。

二　特定船舶　法第二十九条の二第一項に規定する特定船舶をいう。

三　準特定船舶　特定船舶以外の船舶であって、船舶自動識別装置を備えた船舶をいう。

四　航路　法別表に掲げる来島海峡航路をいう。

（センターが運用する今治船舶通航信号所）

第三条　センターが運用する今治船舶通航信号所の呼出名称、位置及び業務開始年月日は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　呼出名称　くるしまマーチス

二　位置　愛媛県今治市（大浜）（北緯三十四度五分二十五秒東経百三十二度五十九分十六秒）

三　業務開始年月日　平成十年一月一日

（情報の提供）

第四条　前条の航路標識を運用することにより船舶を特定せずに行われる情報の提供（以下「一般情報の提供」という。）の方法、内容及び通信の冒頭に冠する通信符号は、それぞれ次の各号に掲げるとおりである。

一　方法　MF無線電話、ファクシミリ、インターネット・ホームページ、船舶自動識別装置又は電話

二　内容

イ　MF無線電話、ファクシミリ及びインターネット・ホームページによる場合

(1)　航路における船舶の交通の制限の状況

(2)　波妻ノ鼻灯台（北緯三十三度五十九分五十八秒東経百三十二度四十六分一秒）、歌埼灯台（北緯三十四度一分七秒東経百三十二度三十八分四十四秒）、倉橋島亀ケ首及び上蒲刈島黒鼻を順次に結んだ線、同島三埼から大崎上島塚埼まで引いた線、同島鮴崎から大三島郷堀鼻まで引いた線、大三島橋、伯方島金ケ埼、高井神島北端及び江ノ島北端を順次に結んだ線、江ノ島南端から横山ノ鼻まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域（以下「来島海域」という。）を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況

(3)　長さ百六十メートル以上の船舶及び物件えい航船等（法第二十二条第四号に規定する船舶をいう。）の航路入航予定時刻、船名、総トン数等